（備　考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

農業構造転換集中対策事業債については、一般補助施設整備等事業の内数である。

公営企業経営改善特例債については、一般事業の内数である。

補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金を対象とする地方債、国の予算等貸付金債並びに財政融資資金による地方債の同意等については、国の予算の範囲内で行う。

令和８年度地方債計画

（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項目		令和８年度計画額(A)	令和７年度計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一般会計債					
公営住宅建設事業		8	10	△ 2	△ 20.0
災害復旧事業		1	1	0	0.0
一般単独事業		2	1	1	100.0
公営企業債					
水道事業		4	3	1	33.3
下水道事業		1	—	1	皆増
国の予算等貸付金債		(1)	(1)	(0)	(0.0)
総計		(1)	(1)	(0)	(0.0)
		16	15	1	6.7
内訳	普通会計分	10	11	△ 1	△ 9.1
	公営企業会計等分	6	4	2	50.0
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	12	11	1	9.1
	地方公共団体金融機構資金	4	4	0	0.0
	（国の予算等貸付金）	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

1　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

2　上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備　考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金を対象とする地方債、国の予算等貸付金債並びに財政融資資金による地方債の同意等については、国の予算の範囲内で行う。

○総務省告示第百六十一号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二十条第四項の規定に基づき、令和八年度地方債充当率を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

令和八年四月一日　　総務大臣　林　芳正

令和８年度地方債充当率

1　基本となる事業別地方債充当率

（通常収支分）

項目	令和８年度充当率	令和７年度充当率
一　一般会計債		
1　公共事業等	90％	90％
2　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	100％	100％
3　公営住宅建設事業	100％	100％
4　災害復旧事業		
5　教育・福祉施設等整備事業		
(1)　学校教育施設等	90％	90％
(2)　社会福祉施設	80％	80％
(3)　一般廃棄物処理	90％	90％
(4)　一般補助施設等	75％	75％
(5)　施設（一般財源化分）	100％	100％
6　一般単独事業		
(1)　一般	75％	75％
(2)　地域活性化	90％	90％
(3)　防災対策	90％	90％
(4)　地方道路等	90％	90％
(5)　旧合併特例	95％	95％
(6)　緊急防災・減災	100％	100％
(7)　公共施設等適正管理	90％	90％
(8)　緊急自然災害防止対策	100％	100％
(9)　緊急浚渫推進	100％	100％
(10)　脱炭素化推進	90％	90％
(11)　こども・子育て支援	90％	90％
(12)　デジタル活用推進	90％	90％
(13)　高等学校教育改革等推進	90％	—
7　辺地及び過疎対策事業	100％	100％
(1)　辺地対策		
(2)　過疎対策		
8　公共用地先行取得等事業		
9　行政改革推進		
10　調整		